

保険の対象となる方（被保険者）について

傷害補償、賠償責任・財産・費用に関する補償

1/2

※賠償責任に関する補償とは、個人賠償責任をいいます。
※財産に関する補償とは、携行品をいいます。
※費用に関する補償とは、ホールインワン・アルバトロス費用、救援者費用等をいいます。

■この保険に加入のお申込みをいただける方（ご加入者）

ジェイティービー共済組合の組合員

■「保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1」としてご加入いただける方

① ご加入者	
② ①の方のご家族	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟
	①の方と同居されているご親族・ 使用人の方

■ 保険の対象となる方（被保険者）の範囲 ※補償により選択可能な【型】が異なります。

保険の対象となる方	【型】の種類	
	本人型	家族型
①ご本人*1	○	○
②ご本人*1の配偶者	—	○
③ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	○
④ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
※賠償責任に関する補償において、ご本人*1が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

*1 「保険の対象となる方（被保険者）」欄にお名前を記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】

- （１）配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りま
- す。婚約とは異なります。）。
- ①婚姻意思*1を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- （２）親族：６親等以内の血族または３親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。
- （３）未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

■この保険に加入のお申込みをいただける方（ご加入者）

ジェイティービー共済組合の組合員

■「保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1」としてご加入いただける方

① ご加入者	
② ①の方のご家族	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟
	①の方と同居されているご親族・使用人の方

※上記の範囲に加え、補償ごとに保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1について年齢*2条件があります。

【保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1の年齢*2条件】

補償の種類	年齢*2条件
がん補償	満 5歳以上満89歳以下

*1 「保険の対象となる方（被保険者）」欄にお名前を記載された方をいいます。

*2 団体保険期間の始期日時点の年齢をいいます。

■保険の対象となる方（被保険者）の範囲

「保険の対象となる方（被保険者）」欄にお名前を記載された方

【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】

- （１）配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。
- ①婚姻意思*1を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- （２）親族：６親等以内の血族または３親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。
- （３）未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。